



福岡医発第 863 号 (地)
令和 6 年 6 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より事務連絡が発出された旨、日本医師会並びに福岡県保健医療介護部より通知がありました。

経口抗菌薬につきましては、「経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼について」(令和 5 年 10 月 3 日付け福岡医発第 1663 号 (地)) にてご案内のとおり、製造販売業者からの限定出荷が生じたことから、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、経口抗菌薬が安定的に供給されるまでの間の対応について周知がなされているところです。

本事務連絡は、今般、経口セフェム系抗菌薬の一部の品目において供給が停止したため、供給不安報告及び供給状況報告が相次いでおり、経口抗菌薬の安定供給に支障が生じていることから、改めて、経口抗菌薬が安定的に供給されるまでの間、下記対応について依頼するものであり、具体的には、当面の必要量に見合う量のための購入をお願いしたいことや、細菌感染症等が疑われる患者限定の適正使用について、引き続き努めていただきたいこと等が示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 医療機関及び薬局におかれては経口抗菌薬について、返品が生じないように、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のための購入をお願いしたいこと。
2. 医療機関及び薬局におかれては、経口抗菌薬について、細菌感染症等が疑われる患者へ限定した適正使用を、引き続き努めていただきたいこと。
3. 薬局におかれては、処方された経口抗菌薬について、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。

以上

令和 6 年 6 月 7 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

「経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼」について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに事務連絡「経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼」が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

経口抗菌薬につきましては、「経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼について」（令和 5 年 9 月 19 日付け日医発第 1106 号（技術））を以て貴会へご案内の通り、製造販売業者からの限定出荷が生じたことから、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、経口抗菌薬が安定的に供給されるまでの間の対応について周知がなされているところです。

本事務連絡は、今般、経口セフェム系抗菌薬の一部の品目において供給が停止したため、供給不安報告及び供給状況報告が相次いでおり、経口抗菌薬の安定供給に支障が生じていることから、改めて、経口抗菌薬が安定的に供給されるまでの間にご対応をしていただきたいことの周知を依頼するものです。

具体的には、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいことや、細菌感染症等が疑われる患者限定の適正使用について、引き続き努めていただきたいこと等が示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

公印省略

6 薬 第 8 6 0 号
令和 6 年 6 月 7 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課監視係)

経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課から事務連絡がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 6 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、標記について、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛 別
紙写しのとおり連絡いたしましたので、貴会会員への周知につき御配慮いた
だきますようよろしくお願いいたします。



事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 31 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。

医療用医薬品の供給不足が生じるおそれを未然に防止することや、供給情報を医療機関へ共有することを目的として「医療用医薬品の供給不足に係る報告について（依頼）」（令和 6 年 3 月 28 日付け医政産情企発 0328 第 2 号、感予発 0328 第 2 号、医薬血発 0328 第 2 号）により、製造販売業者から厚生労働省へ供給不安報告・供給状況報告を依頼しているところです。

「経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼」（令和 5 年 9 月 19 日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）において依頼しているところですが、今般、経口セフェム系抗菌薬の一部の品目において供給が停止したため、供給不安報告及び供給状況報告が相次いでおり、経口抗菌薬の安定供給に支障が生じています。

経口セフェム系抗菌薬の製造販売業者に対しては増産の対応を依頼しているところではありますが、安定的に供給されるには一定の期間を要するところです。

経口抗菌薬が真に必要な患者に、円滑に供給できる状況を維持することが重要である一方で、医薬品の配分は過去の流通・販売実績に応じて行われることが多いため、経口抗菌薬の適正使用を遵守してきた医療機関ほど大きな影響を受けることが懸念されます。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、経口抗菌薬が安定的に供給されるまでの間、下記について、今一度の周知をお願いしたく存じます。

記

1. 医療機関及び薬局におかれては経口抗菌薬について、返品が生じないように、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 医療機関及び薬局におかれては、経口抗菌薬について、細菌感染症等が疑われる患者へ限定した適正使用を、引き続き努めていただきたいこと。
3. 薬局におかれては、処方された経口抗菌薬について、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。